

令和6年2月1日

# 令和6年登米市議会定例会 2月定期議会 議案

登米市議会

議員 番



## 議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	5
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	7
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	8
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	9
議案第4号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第11号）	別冊
議案第5号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第6号	令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第7号	令和5年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第8号	令和5年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第9号	令和5年度登米市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第10号	令和5年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第11号	令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第12号	令和6年度登米市一般会計予算	別冊
議案第13号	令和6年度登米市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第14号	令和6年度登米市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第15号	令和6年度登米市介護保険特別会計予算	別冊
議案第16号	令和6年度登米市土地取得特別会計予算	別冊
議案第17号	令和6年度登米市宅地造成事業特別会計予算	別冊
議案第18号	令和6年度登米市水道事業会計予算	別冊
議案第19号	令和6年度登米市下水道事業会計予算	別冊
議案第20号	令和6年度登米市病院事業会計予算	別冊
議案第21号	令和6年度登米市老人保健施設事業会計予算	別冊

議案第22号	登米市東和コミュニティセンター条例を廃止する条例について	10
議案第23号	登米市とよまつづら淵地区多目的センター条例を廃止する条例について	11
議案第24号	登米市組織条例及び登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例について	12
議案第25号	登米市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について	14
議案第26号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	16
議案第27号	登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について	18
議案第28号	登米市体育施設条例の一部を改正する条例について	19
議案第29号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））	21
議案第30号	指定管理者の指定について（とめ市民活動プラザ）	22
議案第31号	市道路線の認定、廃止について	23
議案第32号	令和5年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について	27

## 諮問第1号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	佐々木 敬之
住所	登米市迫町

## 諮問第2号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	小野寺 由子
住所	登米市中田町

### 諮問第3号

#### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	福田 透
住所	登米市米山町

## 諮問第4号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	三浦 隆悦
住所	登米市南方町



## 諮問第5号

### 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

氏名	及川 昭子
住所	登米市南方町

## 議案第 22 号

登米市東和コミュニティセンター条例を廃止する条例について

登米市東和コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第24号）を廃止するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市東和コミュニティセンター条例を廃止する条例  
登米市東和コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第24号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 23 号

### 登米市とよまつづら淵地区多目的センター条例を廃止する 条例について

登米市とよまつづら淵地区多目的センター条例（平成17年登米市条例第154号）を  
廃止するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市とよまつづら淵地区多目的センター条例を廃止する条例  
登米市とよまつづら淵地区多目的センター条例（平成17年登米市条例第154号）  
は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 24 号

### 登米市組織条例及び登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例について

登米市組織条例（平成17年登米市条例第7号）及び登米市行政不服審査会条例（平成28年登米市条例第2号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市組織条例及び登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例 (登米市組織条例の一部改正)

第1条 登米市組織条例(平成17年登米市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「広聴」を「広報及び広聴」に改め、同号中シからタまでを削り、チをシとし、同条第2号を次のように改める。

##### (2) まちづくり推進部

- ア 市政の企画及び総合調整に関すること。
- イ 統計に関すること。
- ウ 合併に係る事務事業管理に関すること。
- エ 行政改革の推進に関すること。
- オ 電算システムに関すること。
- カ 地域情報化に関すること。
- キ 国際交流に関すること。
- ク 地域振興に関すること。
- ケ 地域コミュニティに関すること。
- コ 地域交通に関すること。
- サ 財政に関すること。

第2条第4号に次のように加える。

- キ 観光に関すること。

#### (登米市行政不服審査会条例の一部改正)

第2条 登米市行政不服審査会条例（平成28年登米市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「市長公室」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 25 号

### 登米市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する 条例について

登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）、登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）及び登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年登米市条例第10号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第1条 登米市職員の育児休業等に関する条例（平成17年登米市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を削る。

第8条第1項中「地方公務員法第22条の2第1項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項」に改める。

（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年登米市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

（登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年登米市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当の支給等）

第7条 会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月以上のものであって規則で定めるものに、常勤職員の例により勤勉手当を支給する。

2 給与条例第20条の規定は、会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額、日額又は時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては規則で定める額」と読み替えるものとする。

3 前条第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 26 号

### 登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成17年登米市条例第142号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### 登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例(平成17年登米市条例第142号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「36,000円」を「37,947円」に改め、同項第2号中「54,000円」を「57,129円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「57,546円」に改め、同項第4号中「64,800円」を「75,060円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「83,400円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「100,080円」に改め、同項第7号中「93,600円」を「108,420円」に改め、同項第8号中「108,000円」を「125,100円」に改め、同項第9号中「122,400円」を「141,780円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 158,460円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 175,140円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 191,820円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 200,160円

第4条第2項中「21,600円」を「23,769円」に改め、同条第3項中「54,000円」を「57,129円」に、「36,000円」を「40,449円」に改め、同条第4項中「54,000円」を「57,546円」に、「50,400円」を「57,129円」に改める。

第6条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「、第2号、第3号、第4号又は第5号」を「から第12号までのいずれか」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。



(経過措置)

- 2 改正後の登米市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 議案第 27 号

登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について

登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例  
登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表米山農村環境改善センターの項中

「

趣味の間	200 円
テニスコート（1面）	450 円

を

」

「

趣味の間	200 円
------	-------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 28 号

登米市体育施設条例の一部を改正する条例について

登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市体育施設条例の一部を改正する条例  
登米市体育施設条例(平成18年登米市条例第54号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表に次のように加える。

登米市米山テニスコート	登米市米山町西野字西小路裏7番地
-------------	------------------

別表第1中

「  

登米市中田球場
---------

」を

「  

登米市中田球場
登米市米山テニスコート

」に

改める。

別表第2中

「  

登米市中田球場
---------

」を

「  

登米市中田球場
登米市米山テニスコート

」に

改める。

別表第3の1の(1)の表に次のように加える。

登米市米山テニスコート	テニスコート（1面）	450円
-------------	------------	------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第 29 号

指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャ  
チャワールドいしこし））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

### 1 公の施設の名称

石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし）

### 2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字高森 100 番地

（名称） 株式会社いしこし

（代表者名） 代表取締役 猪股 研

### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

## 議案第 30 号

### 指定管理者の指定について（とめ市民活動プラザ）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市市民活動支援センター条例（令和5年登米市条例第26号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称  
とめ市民活動プラザ
  
- 2 指定管理者となる団体の名称等  
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字大網 218 番地 1  
（名称） 一般社団法人あしすと  
（代表者名） 代表理事 佐藤 幸広
  
- 3 指定の期間  
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

## 議案第 31 号

### 市道路線の認定、廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項及び第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定、廃止することについて、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月1日提出

登米市長 熊谷盛廣

#### ○認定路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
12231	梅ノ木 30 号線	中田町石森字加賀野三丁目 5 番 16 地先 迫町佐沼字梅ノ木四丁目 5 番 2 地先	
12316	大網北 1 号線	迫町佐沼字大網 132 番地先 迫町佐沼字大網 129 番 1 地先	
12317	大網北 3 号線	迫町佐沼字大網 135 番 3 地先 迫町佐沼字大網 135 番 6 地先	
12318	大網東 1 号線	迫町佐沼字大網 241 番 2 地先 迫町佐沼字大網 241 番 2 地先	
20267	軍場線	登米町日野渡荒田待井 21 番 3 地先 登米町日野渡軍場 61 番 3 地先	

認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
20604	渋江・新井田待井 下線	登米町寺池渋江 323 番地先 中田町宝江新井田字下大谷地 220 番地先	
30218	蚕飼山線	東和町米川字東綱木 194 番 1 地先 東和町米川字東綱木 188 番 6 地先	
53308	白鳥 1 号線	豊里町白鳥 52 番地先 豊里町白鳥 58 番 1 地先	
53373	白鳥 6 号線	豊里町白鳥 3 番 4 地先 豊里町白鳥 137 番地先	
70440	新内の目 10 号線	石越町北郷字長下田 311 番 3 地先 石越町北郷字金草 139 番地先	

○廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
12103	鉄砲丁支線 1 号線	迫町佐沼字鉄砲丁 27 番 2 地先 迫町佐沼字鉄砲丁 24 番 1 地先	
12187	大網住宅 1 号線	迫町佐沼字大網 132 番地先 迫町佐沼字大網 132 番地先	



廃止路線

路線 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
12189	大網住宅3号線	迫町佐沼字大網 132 番地先	迫町佐沼字大網 132 番地先	
12231	梅ノ木 30 号線	迫町佐沼字梅ノ木四丁目 5 番 7 地先	迫町佐沼字梅ノ木四丁目 5 番 6 地先	
12232	梅ノ木 31 号線	迫町佐沼字梅ノ木四丁目 5 番 2 地先	迫町佐沼字梅ノ木四丁目 4 番 7 地先	
13166	早坂 2 号線	迫町北方字 227 番地先	迫町北方字 225 番地先	
20267	軍場線	登米町日野渡荒田待井 21 番 3 地先	登米町日野渡軍場 59 番 1 地先	
20604	渋江・新井田待井 下線	登米町寺池渋江 323 番地先	登米町小島新井田待井下 327 番地先	
30218	蚕飼山線	東和町米川字東綱木 194 番 1 地先	東和町米川字北上沢 36 番 2 地先	
30323	三滝堂線	東和町米谷字大嶺 74 番 1 地先	東和町米谷字沢尻 86 番 1 地先	

廃止路線

53308	白鳥 1 号線	豊里町白鳥 52 番地先 豊里町白鳥 137 番 6 地先	
53561	東二番江 1 号線	豊里町内一番江 69 番 2 地先 豊里町内一番江 79 番 1 地先	
90410	茶畑線	津山町横山字上ノ山 130 番 1 地先 津山町横山字上ノ山 119 番 1 地先	
90468	寺倉大畑支線	津山町横山字寺倉 21 番地先 津山町横山字寺倉 33 番 3 地先	

## 議案第 32 号

### 令和 5 年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について

令和 5 年度登米市病院事業会計のうち、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金5,700,000円をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 1 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

#### 1 引当金計上する貸付金

(単位：円)

名称	貸付年度	貸付金額	資本剰余金	帳簿残高
看護師奨学金貸付金	令和 5 年度	5,700,000	5,700,000	5,700,000

#### 2 資本剰余金を処分する日付

令和 6 年 3 月 31 日